

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十九号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三号」を「第四号」に改める。

別表教育職給料表(二)の項第一号中「及び市町村立」を削り、「校長」の下に「、副校長」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「校長」の下に「、副校長」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「校長」の下に「、副校長」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

2 市町村立の高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師及び助教諭

別表教育職給料表(三)の項第一号中「及び義務教育学校」を「又は義務教育学校」に改め、「校長」の下に「、副校長」を加え、同表研究職給料表の項中「保健研究センター」を「美術館、檀原考古学研究所、万葉文化館、民俗博物館、保健研究センター」に改め、「農業研究開発センター」の下に「、病虫害防除所」を加え、「その他人事委員会が指定するもの」を「、刑事部鑑識課又は科学捜査研究所」に改め、同表福祉職給料表の項を次のように改める。

福祉職給料表	中央こども家庭相談センター保護課、精華学院又は藤の木学園に勤務し、社会福祉に関する専門的知識及び技術をもって、自己の判断に基づき、独立して、入所者の指導、保育等の業務に直接従事する職員（医療職給料表の適用を受ける者を除く。）
--------	--

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。